

2 電話加入権の評価

電話加入権の価額については、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価することとした。

(評価通達 161=改正、162=廃止)

1 従来 of 取扱い

電話加入権とは、加入電話契約者が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社との間で締結した加入電話契約に基づいて加入電話の提供を受ける権利をいう（電話サービス契約約款 21）。電話加入権は、同社の承認を得て譲渡することができる（事業法附則 9、旧公衆法 38）、取引相場のある電話加入権の価額は、課税時期における通常 of 取引価額に相当する金額として評価し、取引相場のない電話加入権の価額は、売買実例価額等を基として、電話取扱局ごとに国税局長の定める標準価額（以下「標準価額」という。）によって評価することとしていた。

2 通達改正 of 概要

現下 of 社会経済情勢においては、電話加入権 of 取引相場が存在していない。また、標準価額も平成 26 年以降、一回線当たり「1,500 円」と非常に低位な金額となっていることやインターネット等 of 情報通信技術 of 発達等により、納税者において容易に売買実例価額を調べることも可能となっていること等を踏まえると、標準価額を定める必要性が乏しくなっていると考えられる。

したがって、電話加入権 of 評価額については、評価通達 129((一般動産 of 評価)) of 評価方法と同様、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価することとした。また、これに伴い、評価通達 162((特殊番号 of 電話加入権 of 評価)) of 取扱いを廃止することとした。

(注) 相続税等 of 申告に当たっては、評価通達 128((評価単位)) of 定めに基づき一括して評価する家庭用動産等に、電話加入権を含めることとして差し支えない。